資料２－１

第 30 回研究会（用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系の構築について）において整理された対処方針とそれに基づく対応

No.	対　処　方　針	対　　応
1	生産物分類の統合分類を NAPCS に合わせて分割や組み替えをすると、調査で回答ができなくなる可能性があるため、統合分類の分割は行わない。	対処方針のとおりに、生産物分類の統合分類を分割せずに分類体系の構築作業を進めている。
2	分類体系の構築の際に NAPCS との整合性をどの程度まで図る必要があるかという点については、NAPCS の中分類レベルで生産物分類の詳細分類とコンバートができるようにするということを意識しながら作業を進めることとする。	(№２について) 対処方針のとおりに、生産物分類の詳細分類を NAPCS の中分類と対応させるようにして作業を進めている。 (№３について) NAPCS と CPC のコンバーターについては、ホームページ等で既存のものを見つけることはできなかった。一方で、事務局内で過去に整理した資料として、ISIC を媒介にした、JSIC と CPC との対応表は存在している。生産物分類と JSIC との対応付けはすでに行っていることから、JSIC を媒介すれば、生産物分類と CPC との対応付けをすることも可能である。 上記を踏まえ、生産物分類と NAPCS、JSIC 及び CPC の関係性を図式化すると以下のようになる。 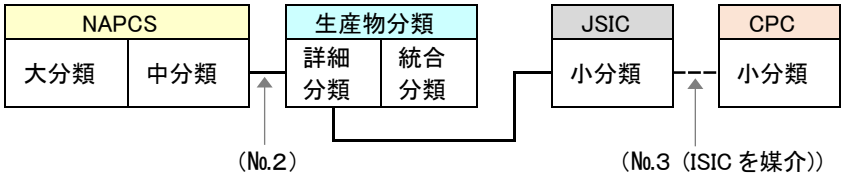
3	CPC にも、いずれかのレベルで比較することが可能かどうかについて確認を行う。	
4	生産物分類の統合分類「引越サービス」－詳細分類「引越サービス」については、NAPCS の中分類の「171 住居用建物及び関連生産物」(住宅引越サービス)と「641 商品輸送サービス及び関連生産物」（引越サービス（住宅の引越を除く)）の２項目に対応する。 これについては、統合分類はそのままとし、詳細分類を「住宅引越サービス」と「引越サービス（住宅の引越を除く)」とに分割する方向で検討することとする。	「引越サービス」については、対処方針のとおりに、詳細分類の分割を行った。 〔参考２ 90 ページ参照〕 （ なお、前回の資料では、財分野の生産物分類にも詳細分類の分割が１事例で生じうるとしていたが、これは事務局の確認誤りであり、詳細分類の分割が生じうるは上記の１事例であった。）

No.	対　処　方　針	対　　応
5	NAPCS の中分類と生産物分類の詳細分類だけをコンバートできるようにする場合、日本の独自の階層構造を作るということはあり得る。このため、NAPCS にはない「知的財産のオリジナル」は設定をせず、「補助金、寄付金等【R】」と同様に取り除いておき、調査で必要な場合にはこれらの分類項目を使用するということでよい。	「知的財産のオリジナル」については対処方針のとおりに、NAPCS との対応付けを行わない整理とした。〔資料２－２ 119～120 ページ参照〕 なお、階層構造を作るにあたっては、基本的には NAPCS を参考にして作業を進めていくこととする。
6	（ 前回資料２－１の「３ NAPCS の小分類への対応の必要性について」に関して）	前回資料２－１の「３ NAPCS の小分類への対応の必要性について」において、事務局より提案した小分類の独自設定という対応案に関しては、研究会で特段のご意見等はなかったため、この対象となる 13 統合分類について事務局案による処理を行っている。 〔例：参考２ １ページ NAPCS 分類項目欄の小分類「67122 米（籾付きのもの、玄米）」〕